

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会の具体的な検討事項（案の１）

１．愛玩動物看護師に求められる役割、知識及び技能について

- １－１ 愛玩動物看護師に求められる役割
- １－２ 愛玩動物看護師法（以下「法」という。）第２条第１項のその他政令で定める動物
- １－３ 法第２条第２項の愛玩動物看護師が業として行う行為
 - ア 診療の補助（獣医師の指示の在り方を含む。）
 - イ 愛玩動物の看護
 - ウ 愛玩動物の愛護及び適正飼養に係る飼養者等への助言・支援
- １－４ 愛玩動物看護師に必要な知識及び技能

２．大学及び養成所における必要な科目（カリキュラム）について

- ２－１ 「愛玩動物看護師に求められる役割、知識及び技能」を踏まえたカリキュラムの到達目標
- ２－２ 法第31条第１号及び第２号の大学及び養成所における必要な科目
 - ア 講義科目
 - イ 実習科目（具体的な内容等を含む。）
 - ウ 単位数等
- ２－３ 法第31条第３号の「法第31条第１号又は第２号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると大臣が認定したもの」（いわゆる外国の関連学校卒業者等）
- ２－４ その他（養成所の教員要件等）

３．受験資格の特例（既卒者・在学者）について

- ３－１ 法附則第２条第１号イ及びロの大臣が指定する科目
- ３－２ 法附則第２条第１号ハ及びニの法第２条第２項に規定する業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能
- ３－３ 法附則第２条第１号の大臣が指定する講習会の課程（内容・時間、開催方法）

4. 受験資格の特例（現任者）について

- 4－1 現任者の範囲
- 4－2 実務経験5年の換算方法
- 4－3 実務経験の証明方法
- 4－4 法附則第3条第2項の大臣が指定する講習会の課程（内容・時間数、開催方法）
- 4－5 法附則第3条第2項の「同等以上の経験を有すると認める者」

5. 国家試験及び予備試験について

- 5－1 出題範囲
- 5－2 試験の実施方法等（出題方式、出題数）
- 5－3 合格基準
- 5－4 試験実施時期

6. その他法の施行に関し必要な事項